

《 普通地域内各種行為届出 》

1 県立自然公園について

県立自然公園とは、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的とし、知事が指定した区域である。

2 普通地域内の各種行為について

(1) 届出を要する行為

自然公園の区域のうち、普通地域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日、その他規則で定める事項を届出なければならない。(行為着手の30日前までに、2部提出)

① それぞれに定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

ア 建築物	高さ13m又は延べ面積1000㎡
イ 送水管	長さ70m
ウ 鉄塔	高さ30m
エ ダム	高さ20m
オ 鋼索鉄道	延長70m
カ 索道	傾斜こう長600m又は起・終点高低差200m
キ 別荘地用道路	幅員2m
ク 遊戯施設	高さ13m又は水平投影面積1000㎡(建築物を除く)
ケ 太陽光発電施設	同一地域内の地上部分の水平投影面積の和が1000平方メートルを超えるもの

② 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

③ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

⑤ 鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

・面積200㎡超、又は高さが5m超の法を生じる切土又は盛土を伴うもの。

⑥ 土地の形状を変更すること。

・面積200㎡超、又は高さが5m超の法を生じる切土又は盛土を伴うもの。

(抜根整地を伴う行為を含む)

(2) 届出に対する措置

① 届出行為に関する処分

知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

② 処分の制限

前項の処分は、届出をした者に対しては当該届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

③ 行為の着手制限

届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

(3) 届出を要しない行為

- ① 公園事業の執行として行う行為。
- ② 県立自然公園条例施行規則第19条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの。
- ③ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの。
- ④ 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為。
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

(4) 届出書の作成について

① 事前協議

行為者は、施行方法、緑地の保全及び緑化方法等について、風景に及ぼす影響を最小限にとどめるよう事前に関係機関と協議するものとする。

② 届出書

ア 届出書及び添付書類は正副各1部を提出する。但し、必要に応じ副本を2部以上とすることがある。

イ 届出書の提出は、行為を行おうとする市町村を経由するものとする。なお、行為地が2以上の市町村にまたがる場合は、関係する市町村へ副本を提出するものとし、行為地の占有面積が最も多い市町村に正副各1部計2部を提出するものとする。

ウ 届出書の提出時期は、事前協議終了後とする。

エ 県は、審査上及び関係機関との協議・調整上必要書類の追加提出を求めることがある。

オ 記入上の注意

I 届出書の「県立〇〇自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

II 「行為の目的」欄には、当該行為の目的及び必要性を具体的に記入すること。

III 「場所」欄には、市町村名から、大字、小字、地番、地目まで記入し、筆数が多く記入しきれない場合は代表地番で記入し、別に一覧表を添付すること。

IV 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形・植生等周辺を含めた状況を記入すること。なお、詳細については添付図面に表示すること。

V 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地の造成、残土処理の方法、工事用仮工作物等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

VI 「備考」欄には、他の法令の規程により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。なお、土地所有関係についても記入すること。また、以前埼玉県立自然公園条例の届出があったものについてはその旨及び届出の日付及び番号等を記入すること。

③ 添付書類

各種の行為ごとにそれぞれ必要な添付書類が定められているが、大きさは、日本工業規格A列4版に統一すること。なお、図面等にあつてその数が多い場合は、図面袋（布製又は紙製）に収めること。

※ 注意事項

ア 意匠配色図については、立面図等に着色すること。

イ 植栽計画図については、平面図等に品名、大きさ、数量等具体的に記入しその集計表も記載すること。

ウ 現地写真については、原則としてカラー写真による行為地の近接写真及び遠景写真とし、写真上に予定工作物等を赤色で記入すること。また、位置図等に写真の撮影位置、方向を明示すること。

エ 当該行為を行おうとする土地が届出者以外の所有にかかる場合は、その土地の地権者の同意書等を提出すること。

④ 提出時期

届出書は、事前協議が終了した後に提出するものとする。なお、関係する他法令の許可、届出等が必要な行為についてはすべて、これらのものの処理が済んだ後に提出するようにする。